熊谷市立児童クラブ

令和9年度入室のご案内

児童クラブの
しおり



熊谷市　保育課　学童保育係
048-524-1111(内線296)

児童クラブとは

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、**保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し**、授業の終了後等に、小学校の教室や児童館等を利用して**家庭に代わる生活の場を提供し**、適切な遊びや指導を行うことにより、**児童の健全な育成を図るもの**です。この事業により、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

児童クラブの開室について

1 開室期間

毎年4月1日から翌年3月 31 日まで

2 開室時間

⑴ 学校の授業日は、放課後から**19時まで**(通常の授業日は、12時30分に開室します。学校行事等により下校時間が早まる場合は、適宜対応します。)
⑵ 学校の授業日以外の日は、7時 30 分から19時まで

3 休室日

⑴ **日曜日**
⑵ **国民の休日**
⑶ 年末年始(12 月 29 日～翌年1月3日)
⑷ その他、市長が特に認めたとき

4 土曜日の開室

⑴ 利用希望については、児童クラブへ指定日までに連絡をお願いします。
⑵ 同一小学校内に複数の児童クラブを設置している場合は、一施設にて**合同保育**を行います。なお利用希望者がいない場合は、閉室となります。

5 その他

小学校が休校となる場合は、可能な限り7時30分から児童クラブを開室します(お知らせは、保育連絡システム「すぐーる」で行います。ただし、台風、大雪等の影響による休校の場合には、児童クラブを開室できない場合もあります。)。なお、小学校が数時間遅れでの登校となる場合は、児童クラブは通常どおりの開室となります。

児童クラブへの入室について

1 入室対象となる児童

<table>
<tr><th>条件</th><th colspan="3"></th></tr>
<tr><td>①</td><td colspan="3">小学校１年生から６年生であること。</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="3">昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">③</td><td rowspan="2">保護者が就労
している場合</td><td>1～3年生</td><td>14 時 30 分以後保育ができない日が、月曜日から土曜日の間に週3日(月12日)以上あること。 ※1 ※2</td></tr>
<tr><td>4～6年生</td><td>15 時 30 分以後保育ができない日が、月曜日から土曜日の間に週3日(月12日)以上あること。 ※2</td></tr>
<tr><td>保護者が就労
以外の場合</td><td colspan="2">申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。</td></tr>
</table>

※1 新1年生は、入学当初(4～5月頃)は半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方(**14 時 30 分<u>以前に</u>**勤務が終了する方)も対象となります。なお、入室期間は**5月末日まで**となります。

※2 **長期休業期間中(夏休み等)**は、7時30分から19時までの時間で、月曜日から土曜日の間に週3日(月12日)以上、保育ができない方が対象となります。

2 申込みについて

⑴ 申込み方法

原則、第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類をご提出ください。申込みの際、児童クラブ職員が、状況の聞き取りを行います。

⑵ 申込み期限

締切日は毎年異なります。詳細は保育課、児童クラブにお問い合わせください。

入室希望日	締切日
4月入室を希望する場合	前年の11月下旬ごろ
年度途中の入室を希望する場合	入室を希望する日の2週間前まで
長期休業期間中の入室を希望する場合	夏季休業期間については、6月中旬ごろ 冬季休業期間については、11月中旬ごろ 学年末休業・春季休業期間については、2月中旬ごろ

⑶ 申込みに必要となる書類

	必要書類	提出枚数	備考
①	児童クラブ入室申込書・児童調査票(両面)	児童1人につき1枚	必ず入室申請時チェックシートを確認してください。
②	入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、診断書や手帳の写し		診断書等により保育の必要性を審査し、優先順位が高くなる場合があります。
③	保護者及び 18 歳以上 65 歳未満の方の**保育ができないことを証明する書類** ※	児童1人につき1枚 ※2人目(兄姉)以降はコピー可。	入室を希望する日時点の状況を証明する書類をご提出ください。

※ 保護者の方は、必ず③の提出が必要です。また、以下の「ア」~「エ」に該当する18歳以上65歳未満の方も、原則として③を提出してください(保護者以外の方は、③の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、優先順位が低くなります。)。

ア 同居の方(世帯分離している場合も、提出してください。)
イ 同一敷地内の別棟に住んでいる方
ウ 隣接地に住んでいる方
エ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

⑷ 保育ができないことを証明する書類 (⑶の③)

保育ができない事情	必要となる書類	注意事項
就労している場合	①**就労証明書** ②不定期勤務の場合はシフト表等	・就労証明書の有効期限は、発効日から３か月以内です。 ・不定期勤務の場合、**必ず直近2か月分以上のシフト表等をご提出ください。**提出が無い場合、書類不足のため入室できない場合があります。また、**シフトが記号などで表記されている場合は、第三者が見ても分かるように勤務時間をご記入ください。**
疾病等がある場合	①申立書 ②診断書	・診断書の有効期限は、発効日から１年以内です。 ・保護者の診断書は、「保育ができない程度」等の記載が必要となります。 ・保護者以外の祖父、祖母などの診断書については、保育ができない程度の記載は不要です。 ・入院の場合は、診断書の代わりに入院証明書または医療情報提供書等の写し(入院先・入院期間の記載があるもの)の提出も可能です。 ・病院の領収書、薬の処方内容がわかる書類等は、不可です。
障害がある場合・要介護認定を受けている場合	①申立書 ②各種手帳の写し、又は要介護度のわかるものの写し等	

介護・看護をしている場合	①申立書 ②被介護者(被看護者)の手帳の写し、要介護度のわかるもの、又は診断書	・診断書の有効期限は、発効日から１年以内です。
出産の場合	①申立書 ②母子手帳の「父母の氏名」と「出産予定日」のページの写し	・入室期間は原則として、産前６週・産後８週の月末までとなります。 ・産後８週の月末以降も継続して利用を希望する場合は、その理由を申立書に記載してください。
学生・職業訓練等の場合	①申立書 ②在学がわかるもの(学生証等)の写し ③受講時間帯のわかるもの(時間割表等)の写し	・職業訓練に通う方は、職業訓練の決定通知、時間割(計画表やカリキュラム表等)を、ご提出ください。 【新年度申込みの場合】 ・新年度から大学・専門学校等に進学される方は、１１月の申込み時は申立書のみご提出ください。 ・新年度も継続して在学中の方については、申込み年度の学生証（在学証明書）の写し及び時間割表の写しをご提出ください。 ・大学や専門学校等の最終学年で、新年度から就労予定・求職中の場合は、就労予定・求職中の申立書をご提出ください。
就労予定	①申立書	・後日、必ず就労証明書をご提出ください。
求職中の場合	①申立書	・仕事が決まり次第、就労証明書をご提出ください。
上記以外の理由の場合	①申立書 ②保育ができないことがわかる証明書類等	・離婚調停中等で相手方の保育ができない証明書が提出できない場合は、申立書にその旨を記入のうえ、原則として離婚調停中等の状況がわかる書類の写しを添付してください。

⑸ 入室の決定について

① 入室審査について

ア 児童クラブの入室は、ご提出いただいた書類等をもとに**入室審査**を行い、決定します。

イ 定員以上のお申込みがあった場合は、次ページの項目を指数化し、**優先順位の高い児童から入室**を決定します(申込み順ではありません。)。

ウ 小学校区内に複数の児童クラブがある場合は、より良い保育の提供ができるよう、優先順位にかかわらず、各児童クラブで入室者数の調整を行い、入室いただく児童クラブを決定します。審査の結果、定員等により**児童クラブに入室できない**場合や、**第1希望の児童クラブに入室できない**場合がありますので、ご了承ください。

エ **新1年生は**より多くの支援が必要なため、申し込み状況に応じて、**第1希望にかかわらず入室するクラブを調整**することがあります。そのため、第1希望以外で希望するクラブがございましたら、必ずご記入をお願いします。なお、第1希望以外の記入がない場合は、保留(待機)となることもございますので、あらかじめご了承ください。

② 入室期間の制限について

保育ができない事情に応じて、入室期間を制限する場合があります。

保育ができない事情	入室期間
求職活動の場合	**2か月間** ※退職した翌日が属する月を1月目とする。
職業訓練等の場合	職業訓練終了まで
就労予定で**就労証明書が未提出**の場合	**2か月間**
小学校1年生の児童で、保護者の帰宅時間が14時30分以前の場合	4月1日から5月末まで
出産の場合	**原則産前6週・産後8週目の月末まで** **希望する場合は、継続して利用することも可能**

【入室審査における優先度】

優先度	学年	児童の障害の有無	保育ができない状況	その他
①高い ↕ **⑥低い**	①1年生 ②2年生 ③3年生 ④4年生 ⑤5年生 ⑥6年生	①特別支援学級の児童 ②障害手帳を有している児童・セルフサポート教室に通っている児童 ③その他の児童	①保育ができない日数・時間が多い世帯 ②保育ができない日数・時間が少ない世帯 ③求職中の世帯	①ひとり親世帯 ②生活保護等の支援給付受給世帯 ③その他の世帯

※ 上記のほか、下記に該当する場合には、優先度が低くなることがあります。

ア 保護者(父母等)が居宅内勤務の場合
イ 同居等の親族等が保育可能な場合
ウ 児童クラブ保育料が滞納になっている場合
エ 締切日以降に申込みがあった場合

⑹ 入室申込みに関してよくある質問等

① 保護者が育休中の場合について

年度途中の申込みの際は、職場復帰の1～2か月前に、お申し込みください。新年度募集の際は、4～5月中に育休から職場復帰される方が申込み可能です。ただし、児童クラブを利用できるのは、職場復帰後となります（入室が決定した場合は、4月1日から児童クラブの籍を確保します。5月以降に育休から復帰される場合、4月中は休室していただきますようお願いします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。）。

② 下のお子様の保育所(園)申込みと同時に、児童クラブを申し込む場合

定員を超えているため児童クラブの入室が保留となる場合は、その旨をご連絡します。入室が可能な場合は、下のお子様の保育所(園)入所と同時に児童クラブの入室決定を行いますので、下のお子様の審査結果を児童クラブにご連絡ください。

③ 転居予定の場合について

転居後の小学校区において申込みが可能です。直接、ご希望の児童クラブにお申し込みください。なお、児童クラブ入室申込書の住所は現住所をご記入いただき、異動届に転居後の住所及び転居予定日をご記入ください（転居後の住所が未定の場合は、決定後、児童クラブに異動届をご提出ください。）。

④ 今後の状況が変わる場合について

転職予定、求職予定、婚姻予定などで、状況が変わる場合、入室予定日の状況で、お申し込みください。

⑤ 小学校区に複数の児童クラブがある場合の各児童クラブの違いについて

公立の児童クラブは、すべて運営方法(開室時間や保育料等)は同じです。施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学していただき、希望するクラブを決めてください。見学をご希望の場合は、開室時間内に児童クラブへお問い合わせください。

⑥ 入室を希望する児童クラブについて

同じ小学校区に複数の児童クラブがある場合、より良い保育の提供ができるよう、入室者数の調整を行います。そのため、児童クラブ入室申込書の「入室を希望する児童クラブ」は、可能な限りすべての児童クラブをご記入いただくことをお勧めいたします。特定のクラブのみを記入した場合、記入した児童クラブが定員に達してしまうと、保留（待機）となりますので、ご注意ください。なお、第1希望以外の児童クラブについては、希望順位はございませんので予めご了承ください。

児童クラブの諸費用について

1 児童クラブ費用一覧

費目	金額	支払い方法等
保育料	月額:5, 000円 ※第2子以降(兄姉)は半額	・原則、**口座振替** ・月の末日(12月のみ25日前後)が納期限となります。なお、末日が土日祝日の場合は、翌平日となります。
おやつ代	月額:1, 500円	児童クラブへ現金で納入してください。詳細は入室が決定したクラブにご確認ください。
保護者会費 ※保護者会がある場合	月額:300円程度	
傷害保険代	年額:800円	**入室前に**、児童クラブへ現金で納入してください。

※ **全員の方に「口座振替」による納入をお願いしています。**なお、過去に入室歴(兄姉含む)がある方で、口座登録済の方は、原則口座の再登録は不要です。登録口座を変更したい場合は、金融機関で再登録をお願いします。

※「口座振替依頼書」を記入のうえ、金融機関の窓口にご提出ください。なお、金融機関提出後、口座登録まで**1か月ほどかかります**ので、あらかじめご了承ください。

※「口座振替依頼書」は、児童クラブ、保育課、市内の金融機関窓口に配置しております。

※「口座振替依頼書」は世帯で1部ご提出ください。兄弟姉妹で同じ口座となります。別々の口座登録はできません。

※ 児童クラブ保育料の滞納が続くと、退室していただく場合があります。

2 減免制度

児童クラブ保育料の減免制度があります。詳細は保育課または児童クラブにご相談ください。

減免対象となる方	申請書類として、以下①②の書類が必要です。		減免額
	書類①	書類②	
生活保護法の生活扶助受給世帯	児童クラブ保育料減免申請書	以下のどちらか一方(世帯員全員分) ●受給を証明する書類を添付する。 ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名(自署)・押印する。	全額免除
市町村民税が非課税の世帯		以下のどちらか一方(生計を一にしている16歳以上の同居家族全員分) ●発行日から3か月以内の市民税県民税所得・(非)課税証明書または納税通知書を添付する。 ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名(自署)・押印する。	
市町村民税が均等割のみの課税世帯			2分の1減額
休室 ※欠席期間が1か月(月の1日から末日まで)の全てにわたる場合		●異動届の「入室児童を長期欠席させる」にチェックのうえ、欠席期間を記入する。 ※休室による減免ができるのは、原則、連続した2か月まで。	全額免除

※ 減免申請は**毎月10日が締切日**となり、締切日が属する月から適用されます。なお、月の途中から入室された方については、入室月の納期限日が締切日となります。

※ 継続で入室している場合でも、**年度ごとに申請**いただく必要があります。

児童クラブの生活について

1 児童クラブでの一日

時　刻	平　日	土曜日	学校休業日 夏季休業日等
7:30	開室	開 室 読 書・学 習	開 室 読 書・学 習
12:00		遊 び・片付け(掃除)	遊 び・片付け(掃除)
12:30		昼 食 休 息	昼 食 休 息
14:30	登室・学習 遊 び おやつ	学 習・読 書 遊 び・片付け(掃除)	学 習・読 書 おやつ 遊 び・片付け(掃除)
19:00	閉 室	閉 室	閉 室

※ 遊び、おやつ等のスケジュールはクラブによって異なります。

※ 登室、退室の時間は、保護者の勤務時間等に合わせてください。

児童クラブの利用について

1 利用等に関するお願い

⑴ 児童クラブは労働等で日中に保護者が家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。**家庭で保育が可能な場合(仕事がお休みで在宅されている場合等)は、利用できません。**

⑵ 児童クラブを利用できる時間は、保育ができない時間のみです。たとえば保護者の方が就労されている場合、就労時間とお迎えにかかる時間は児童クラブを利用することができます。

⑶ 感染性疾患にかかっている場合は、医師の許可がおりるまで登室することはできません。また、お子様の属する小学校・学級等がインフルエンザ等による休校や学級閉鎖になった場合も、原則として児童クラブに登室することはできません。

⑷ 小学校で「保護者への引き渡し」が行われる際は、原則、児童クラブは利用できません。
※ただし、小学校の引き渡し訓練の場合は、訓練終了後に保護者が職場に戻る等で保育ができない場合に限り、児童クラブをご利用いただけます。

⑸ 保育所(園)に入所(園)するお子様のならし保育期間中に、保護者が在宅されている場合、児童クラブは利用できません。

⑹ 入室児童だけで、児童クラブから外出することはできません。ただし、放課後子供教室や学校行事等に参加する場合に、集団で実施場所へ移動できる場合は、外出を認めています。参加を希望される方は、事前に「放課後子供教室及び学校行事等参加届出書」を、児童クラブにご提出ください。

⑺ 児童クラブの職員は、医療行為を行うことはできません。ただし、アレルギー発作時におけるエピペン注射等については、事前にご相談があれば対応を検討いたします。エピペン注射等の使用をご依頼される方は、事前に児童クラブ職員にお申し出ください(診断書等をご提出いただく必要があります。早めにご相談ください。)。

⑻ 保育時間等により、お弁当・水筒や休息用のタオル等をご用意いただく場合があります
(カップラーメン、缶類は禁止です。)。なお、お弁当をご用意いただく際には、傷みにくい食材を使用し、保冷剤を入れていただきますようお願いいたします。

⑼ お子様が施設や施設内の備品を破損した場合は、弁償していただくことがあります。

⑽ 児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したり、支援員の指示に従えない場合は、退室していただくことがあります。

2 登室・お迎えについて

⑴ お子様の送迎は、保護者の責任においてお願いいたします。授業日以外の日に登室する際は、児童クラブ職員に直接お子様をお預けください。また、送迎の際、車は指定の場所に駐車し、児童クラブの出入口までお越しください。お子様の安全のため、ご協力をお願いいたします。

⑵ 入室している児童だけで児童クラブから帰宅することはできません(習い事の指導員が、児童クラブの出入口まで児童のお迎えに来る場合、事前に保護者からの申し出があれば引き渡しいたします。ただし、習い事終了後は、児童クラブはご利用できません。)

⑶ 児童クラブを欠席する場合、登室が遅くなる場合、お迎えの保護者が変わる場合、お迎え時間が届け出の時間より遅くなる場合等は、必ず事前に児童クラブに連絡してください。

⑷ お子様のお迎えは、**閉室時間の19時まで**にお願いいたします。閉室時間を過ぎてのお迎えが繰り返された場合、退室していただくことがあります。

⑸ 病気や怪我などの緊急時には、応急処置等を行ったうえで保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早急にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

3 保育連絡システム「すぐーる」について

緊急時における保育連絡システム「すぐーる」を導入しています。保育課からの緊急連絡や不審者情報等のほか、緊急時の児童クラブの開室連絡等を配信します。入室決定時に登録手順書を配付いたしますので、ご登録をお願いいたします。

※ 登録ID等が児童クラブによって異なります。また、年度ごとに登録いただく必要があります。

4 その他

⑴ 下校班が変わるため、お子様が児童クラブに入室していることを必ず学級担任にお伝えください。
⑵ ご心配なことがあれば、ささいな内容でも児童クラブの主任放課後ケアワーカーまでご相談ください(例:児童の健康状態、学校生活の諸問題、児童間のトラブル、児童クラブへの要望など)。

入室後の保護者の届出義務について

次の場合は届出が必要です。速やかに入室している児童クラブの職員にお申し出ください。

1 保育ができない理由に変更があったとき(例:勤務先・勤務状況の変更や失業した場合等)。
2 氏名、住所、連絡先、世帯構成などに変更があったとき。
3 児童を１か月以上欠席させるとき。
4 児童が事故にあったとき。
5 児童クラブを退室するとき。

児童クラブの退室について

年度の途中で、児童クラブでの保育が不要となった場合は、異動届(退室届)を、退室日の2週間前までにご提出ください。異動届(退室届)の提出がない場合、児童クラブを利用していなくても、保育料をお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。

熊谷市立（公立）児童クラブ一覧（R9．4～）

No.	児童クラブ名	定員	所在地		電話番号	対象の小学校区
1	東児童クラブ※	60 人	銀座 4-9-6	東児童館内	048-525-1928	熊谷東
2	第2東児童クラブ	40 人	末広 3-4-1	熊谷東小学校内 2F	048-526-6325	
3	第3東児童クラブ	30 人			048-577-4330	
4	第4東児童クラブ	40 人		熊谷東小学校内 3F	048-525-0185	
5	第5東児童クラブ	30 人	筑波 1-109-1		080-1358-6910	
6	箱田児童クラブ※	40 人	中央 1-149	箱田高齢者･児童ふれあいセンター内	048-521-8441	熊谷西
7	第2箱田児童クラブ	70 人	中央1-1	熊谷西小学校内 1F	048-526-2541	
8	第3箱田児童クラブ	30 人		熊谷西小学校内 2F	048-525-1278	
9	第4箱田児童クラブ	35 人		熊谷西小学校内 3F	048-501-7356	
10	雀宮児童クラブ※	40 人	上之 1305-1	雀宮児童館内	048-521-2673	成田星宮
11	成田星宮児童クラブ	70 人	上之 2810	成田星宮小学校内 1F	048-521-0401	
12	石原児童クラブ※	120 人	石原 3-27	くまキッズ敷地内	048-580-4938	石原
13	第2石原児童クラブ	40 人	石原 3-1-1	石原小学校内 1F	048-522-6428	
14	第3石原児童クラブ	35 人			048-521-3701	
15	大幡児童クラブ※	40 人	代 597-4	大幡児童館内	048-525-7710	大幡
16	第2大幡児童クラブ	70 人	代 681	大幡小学校内 2F	048-525-2219	
17	第3大幡児童クラブ	30 人			048-526-7744	
18	第4大幡児童クラブ	35 人		大幡小学校内 3F	048-577-3355	
19	佐谷田児童クラブ	40 人	佐谷田 1030	佐谷田小学校内 1F	048-524-5361	佐谷田
20	第2佐谷田児童クラブ	40 人	佐谷田 1030-9	佐谷田小学校内別棟	048-501-5602	
21	第3佐谷田児童クラブ	35 人	佐谷田 1030	佐谷田小学校内 4F	048-577-7266	
22	大麻生児童クラブ	40 人	大麻生 51	大麻生小学校内 1F	048-531-3611	大麻生
23	第2大麻生児童クラブ	40 人	大麻生 48-5	大麻生小学校内別棟	048-533-0300	
24	玉井児童クラブ	60 人	高柳 116-1	玉井小学校内 1F	048-533-2875	玉井
25	第2玉井児童クラブ	35 人		玉井小学校内 2F	048-531-2601	
26	第3玉井児童クラブ	40 人		玉井小学校内 3F	048-531-0506	
27	第4玉井児童クラブ	35 人			048-578-8116	
28	久下児童クラブ	30 人	久下 808	久下小学校内 3F	048-577-6050	久下
29	南児童クラブ	60 人	榎町 343	熊谷南小学校内 1F	048-521-1120	熊谷南
30	第2南児童クラブ	40 人	榎町 343	熊谷南小学校内別棟	048-580-7099	
31	荒川児童クラブ	40 人	河原町 2-173	荒川児童館内	048-522-0802	桜木
32	桜木児童クラブ	35 人	桜木町 2-33-1	桜木小学校内 1F	048-577-5531	
33	中条児童クラブ	30 人	上中条 892-1	中条小学校内 1F	048-524-3361	中条
34	吉岡児童クラブ	30 人	万吉 2104	吉岡小学校外北西側	048-501-6333	吉岡
35	別府児童クラブ	40 人	西別府 29-1	別府小学校内 1F	048-531-3615	別府
36	第2別府児童クラブ	80 人	西別府 35-2	別府小学校内別棟	048-578-8289	
37	第3別府児童クラブ	35 人	西別府 29-1	別府小学校内 3F	048-579-5572	
38	三尻児童クラブ	65 人	三ヶ尻 2862-1	三尻小学校内 1F	048-579-5858	三尻
39	奈良児童クラブ	30 人	下奈良 561-3	奈良小学校内 1F	048-525-6110	奈良

No.	児童クラブ名	定員	所在地		電話番号	対象の小学校区
40	西児童クラブ※	40 人	新堀新田 576-1	西児童館内	048-532-1841	籠原
41	籠原児童クラブ	75 人	新堀 1143	籠原小学校内 1F	048-531-2412	
42	第2籠原児童クラブ	40 人	新堀 1165-1	籠原小学校内別棟	048-532-8384	
43	第3籠原児童クラブ	40 人			048-533-8250	
44	新堀児童クラブ	40 人	新堀 182	新堀小学校内別棟	048-533-4562	新堀
45	第2新堀児童クラブ	40 人			048-594-7811	
46	大里さくら児童クラブ	80 人	箕輪 30-1	吉見小学校内別棟	0493-39-5570	吉見
47	大里第2さくら児童クラブ	35 人	小泉 243-1	市田小学校内 1F	048-536-1591	市田
48	妻沼児童クラブ	70 人	妻沼 1492-1	妻沼小学校内別棟	048-589-3310	妻沼
49	妻沼東児童クラブ	70 人	上根 358	妻沼東小学校内 1F（長井小学校）	048-588-7974	妻沼東（長井、秦）
50	第2妻沼東児童クラブ	35 人	上根 358	妻沼東小学校内 3F（長井小学校）	048-589-3521	
「第2妻沼東児童クラブ」は、R9. 4月に開設予定のため、R9. 3月までの申込み・問合せは、「秦児童クラブ」までお願いします。 【秦児童クラブ】 秦小学校内1F（葛和田831） 048-589-3521（R9. 3月中旬まで）						
51	妻沼西児童クラブ※	40 人	弥藤吾 692-1	妻沼児童館内	048-589-1621	妻沼西
52	第2妻沼西児童クラブ	40 人	弥藤吾 692-3	妻沼児童館敷地内	048-589-0737	
53	江南南児童クラブ	70 人	須賀広 599-1	江南南小学校外東側	048-536-0155	江南南
54	第2江南南児童クラブ	30 人	小江川 1881	江南南小学校内 1F	048-577-5565	
55	江南北児童クラブ	40 人	成沢 62-1	江南北小学校外南東側	048-536-0510	江南北
56	第2江南北児童クラブ	40 人	三本 359	江南北小学校内 2F	048-577-7051	

※ 民間事業者に運営を委託する『公設民営』の児童クラブです。

熊谷市内の民間学童クラブ一覧

学童クラブ名	所在地	電話番号	主に対象となる小学校区
しいのみ学童クラブ	上之 1795-1	048-524-6202	熊谷東、熊谷西、成田星宮など
まこと学童クラブ	上之 1355	048-524-1261（まことこども園）	成田星宮など
久下トミヨ学童クラブ	久下 1396	048-527-0547	久下
学童クラブ子供の家	村岡 311	048-536-5323（こどもの家保育園）	吉岡
篭原若竹学童クラブ	新堀 546	048-531-3911（篭原さみどり認定こども園）	新堀
三尻こども園学童クラブ	三ヶ尻 2744-2	048-532-3990（三尻こども園）	三尻
奈良児童園	中奈良 1296-1	048-527-8139	奈良
わらしべ学童クラブ	弁財 203	048-588-7970（わらしべの里共同保育所）	妻沼、妻沼東（長井、秦）、妻沼西など

※ 民間学童クラブへの入室の申込みは、それぞれの学童クラブに直接お問い合わせください。


進め、明日のその先へ
KUMAGAYA